

申告申請書等は次の（１）又は（２）のいずれかの方法により作成します。

（１）電子申告申請システム

電子申告申請システム（https://www.nofu.jeed.go.jp/Nofu_Densi/）を使用すると、作成が必要な次のデータを作成・送信できます（ト 発注証明書（在宅就業契約報告書）は除く。）。

- イ 申告申請書（様式第101号、第301号又は第401号）
- ロ 障害者雇用状況等報告書（Ⅰ）
- ハ 障害者雇用状況等報告書（Ⅱ）[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]
- ニ 障害者雇用状況等報告書（Ⅱ）[短時間労働者用]

なお、次の書類は該当する場合のみ作成が必要な書類です。

- ホ 障害者雇用状況等報告書（Ⅱ）[特定短時間労働者用]
※ 特例給付金の申請を行う場合に作成するものです。
- ヘ 在宅就業契約報告書
※ 特例調整金又は特例報奨金の申請を行う事業主が在宅就業障害者に直接、仕事を発注した場合に作成するものです。
- ト 発注証明書（在宅就業契約報告書）
※ 特例調整金又は特例報奨金の申請を行う事業主が在宅就業支援団体を介して仕事を発注した場合に作成するものです。在宅就業支援団体が必要事項を記入の上、発注事業主（特例調整金又は特例報奨金の申請事業主）に提出し、申請事業主は法人番号等を記入します。当機構ホームページ（障害者の雇用支援）障害者雇用納付金）申告申請書類の様式、各種届出用紙のダウンロード）からマクロ付きExcel又はマクロなしExcelをダウンロードして作成してください。（P80を参照）
- チ 分割支給先一覧表
※ 支給金に係る分割支給の申請を行う場合に作成するものです。
※ 分割支給の申請を行うことができる事業主は、障害者雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けている事業主で、親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主に分割して支給を受けることができます。
ただし、その支給先は10社以内とします。また、分割して支給する額の千円未満の端数は、500円単位とします。

作成手順

①

電子申告申請用「ID・パスワード」の取得

令和6年度申告申請から、新たに電子申告申請をご利用予定の事業主の方は、電子申告申請システムにおいて、ID・初期パスワードの新規発行申請を行ってください（申告申請書の作成にログインは不要のため、先に作業手順②の申告申請書の作成を行うことも可能です。）。取得方法については、操作マニュアルP.129～135をご覧ください。

電子申告申請用ID・パスワードを取得済の事業主の方へ

過年度に電子申告申請用ID・パスワードを取得されている場合は、同じID・パスワードを引き続き使用することができます。ただし、パスワードのみ忘れた場合は再設定が可能ですが、ID及びメールアドレスを忘れた場合は電子申告申請システム上にて、新規発行申請を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

作成手順

②

電子申告申請システムにて申告申請書を作成

- ① 新たに申告申請書を作成する場合
ホーム画面から申告申請年度を選択し、【新たに作成する】を選択し、画面の案内に従って申告申請に必要な情報を入力し、保存してください。
詳しい作成方法については、操作マニュアルP.31～108をご覧ください。
- ② データを利用して申告申請書を作成する場合
過年度に電子申告申請システムで作成した申告申請データ（XMLファイル）や事業主の方が新たに作成した事業所・障害者情報CSVファイルを取り込むことも可能です。
また、入力途中でデータを保存し、取り込むことで保存したデータの続きから申告申請書を作成することも可能です。
作成方法については、操作マニュアルP.9～30をご覧ください。

作成手順

③

申告申請書等の提出

申告申請書等は、申告申請期間内に電子申告申請により送信してください。電子申告申請システムにより送信できない場合は、本社若しくは障害者雇用状況報告書（6.1報告）を提出したハローワークが所在する各都道府県申告申請窓口（裏表紙に記載）に送付又は持参により提出してください。

提出方法①

電子申告申請による提出

作成した電子申告申請データ（XMLファイル）・添付書類データ（PDFファイル）を送信します。送信方法については、操作マニュアルP.109～127をご覧ください。申告申請書等送信後、電子申告申請システム上のエラーの有無等（審査結果）をメールにて送信しますので、必ず受信確認をしてください。

エラーがある場合は、該当箇所が記載されておりますので、修正後、再送信してください。

審査結果メールが届かない場合は、申告申請書が提出されていない可能性があります。各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。申告申請期限までに申告申請できなかった場合は、調整金等の支給対象となりませんのでご注意ください。

※ 受理日は、審査結果メールに記載されます。

※ 電子申告申請システム上のエラーとは別に、申告申請等の内容について、各都道府県申告申請窓口より確認をさせていただく場合があります。

※ 初期パスワードについては、ログイン後に変更が必要です。また、変更後のパスワードは、次回以降のログイン時に使用しますので、忘れないようにしてください。なお、パスワードを忘れた場合は、操作マニュアルP.136～142をご覧ください。

※ 電子申告申請システムの申告申請書等送信可能時間

令和6年4月1日～令和7年3月31日 5:00～23:00（土・日・祝日を含む）

※ 申告申請期限直前は、システムが混み合うことが予想されます。早めの申告申請をお願いします。

※ 上記送信可能時間のなかでメンテナンスによりシステムの利用を一時停止することがございます。システム停止時間については当機構ホームページをご確認ください。

提出方法②

送付又は持参による提出

電子申告申請システムにより作成したデータはPDF（【機構提出用】申告申請書（QRコード））を1部印刷（A4片面）して、本社又は障害者雇用状況報告書（6.1報告）を提出したハローワークが所在する各都道府県申告申請窓口宛て郵便により送付又は持参により提出してください。保管用にコピーを取った場合は、印刷した原本（QRコード）の方を提出してください。コピーの場合、正しく読み取ることができない可能性がありますので、その場合再提出を行っていただく必要があります。

添付書類の提出が必要な場合は、併せて提出してください。

※ 事業主控えは手元に保管してください。

※ 郵便事故防止のため、郵送により提出する場合は必ず簡易書留などの配達記録が残る信書便をご利用ください。

※ 受理日（受理印）の確認を希望される場合は、様式「受理日確認印を希望する事業主の皆様へ」（P87）を併せて提出してください。様式は当機構ホームページ（障害者の雇用支援＞障害者雇用納付金＞申告申請書類の様式、各種届出用紙のダウンロード）からダウンロードができます。

（2）Excel様式（マクロ機能なし）又はPDF様式

電子申告申請システムを利用できない場合は、当機構ホームページ（障害者の雇用支援＞障害者雇用納付金＞申告申請書類の様式、各種届出用紙のダウンロード）より様式をダウンロードのうえ作成し、本社又は障害者雇用状況報告書（6.1報告）を提出したハローワークが所在する各都道府県申告申請窓口に出してください。

令和6年度申告申請書は法改正に伴い、書式を変更しております。過年度のものは使用できませんので、お間違いのないようご注意ください。

（3）申告申請書等の作成に当たっての留意事項

イ 法定雇用障害者数の算定方法

「法定雇用障害者数」の計算方法は、次のようになります。

法定雇用障害者数 ＝ 「常用雇用労働者の総数」※ × 法定雇用率（2.3%）

※ 短時間以外の常用雇用労働者数（1人を1カウント）＋短時間労働者（1人を0.5カウント）

なお、除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主は、以下の計算方法となります。

法定雇用障害者数 ＝ 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数（常用雇用労働者の総数－除外率相当常用雇用労働者数※）」× 法定雇用率（2.3%）

※ 除外率相当常用雇用労働者数については、後述の口を参照してください。

※ 調整金の支給申請に係る法定雇用障害者数の計算は、除外率が適用されない「常用雇用労働者の総数」が基礎となります。（納付金の申告に係る法定雇用障害者数の計算は、除外率が適用される「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が基礎となります。）。

□ 除外率の適用

(法附則第3条第2項、施行規則附則第1条の3及び別表第4)

除外率は、一律に法定雇用率を適用し雇用義務を定めることになじまない職種について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度です。

なお、平成14年の法改正により、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。

① 除外率の適用の判定は、ハローワークが行っています。

除外率の適用についての詳細は、事業主の主たる事務所（本社）を管轄するハローワークにお問い合わせください。

② 除外率は、事業所ごとに適用され、「除外率設定業種」は、原則として日本標準産業分類により分類された業種区分（事業所単位）によります。

③ 納付金の申告に適用される除外率と事業所の区分については、令和5年度に管轄のハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」（6.1報告）を参照の上、同様に報告書（Ⅰ）を記入してください。

なお、除外率が不明の場合（「障害者雇用状況報告書」（6.1報告）を未提出の場合も含む。）は、管轄のハローワークにお問い合わせください。

④ 報告書（Ⅰ）は、適用される除外率が同率であっても、まとめずにそれぞれの事業所ごとにご記入ください。なお、除外率が適用されていない事業所については、複数の事業所をまとめて記入して問題ありません。

ただし、算定特例の対象となる特例子会社、関係子会社等は除外率の適用がなくてもまとめず、個別に作成する必要があります（詳細はP47を参照）。また、就労継続支援A型事業所についても同様に個別に作成してください。

⑤ 調整金や報奨金の支給申請に当たっては、除外率は適用されません。

【例】法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数

除外率が適用される事業所を有する企業における法定雇用障害者数の算定方法は、次の例のとおりです。

[A～Dの4事業所を有する企業の1か月の例です。]

事業所名	① 常用雇用 労働者の総数	② 除外率 設定業種	③ 除外率	④※ 除外率相当 常用雇用労働者数 ①×③	⑤ 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者の数 ①－④
A事業所（本社）	830人	—	—	0人	830人
B事業所（工場）	585.5人	非鉄金属 製造業	5%	29人	556.5人
C事業所（工場）	339人	鉄鋼業	20%	67人	272人
D事業所（工場）	250人	鉄鋼業	20%	50人	200人
計	2,004.5人			146人	1,858.5人

※ ④欄の計算において1人未満の端数は切り捨てます。

この企業のこの月における

「常用雇用労働者数」は、2,004.5人です。

「除外率相当常用雇用労働者数」は、146人です。

「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」は、「1,858.5人」です。

よって、「法定雇用障害者数」は、

$$1,858.5人 \times 2.3\% = 42.7455人 \rightarrow 42人 \quad (\text{納付金の申告の場合})$$

なお、調整金の支給申請の場合は、除外率が適用されないので、「法定雇用障害者数」は、

$$2,004.5人 \times 2.3\% = 46.1035人 \rightarrow 46人$$

※ 除外率の産業分類番号、設定業種及び除外率

除外率設定業種及びその除外率は、下表のとおりです。ハローワークにおいて判定された業種の事業主（事業所単位）については、報告書（Ⅰ）に、主たる「事業の種類」、「除外率の産業分類番号」及び「除外率」を記入してください。

除外率の 産業分類番号	除外率設定産業	除外率 %
02	林業（狩猟業を除く。）	35
051	金属鉱業	40
052	石炭・亜炭鉱業	50
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	10
055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）	10
059	その他の鉱業	10
D	建設業	20
22	鉄鋼業	20
23	非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）	5
231	非鉄金属第一次製錬・精製業	15
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	5
42	鉄道業	30
43	道路旅客運送業	55
44	道路貨物運送業	20
45	水運業	10
46	航空運輸業	5
47	倉庫業	5
481	港湾運送業	25
482	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15
811	幼稚園	60
812	小学校	55
815	特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45
816	高等教育機関（高等学校は含まない。）	30
819	幼保連携型認定こども園	60
83	医療業	30
853	児童福祉事業	40
N	介護老人保健施設（日本標準産業分類、細分類番号8542に該当するものに限る。）	30
S	国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5
V	船員等による船舶運航等の事業	80
T	警備業	25
Z	郵便局（信書便事業を含む。）	20

（注）N、S、V、T及びZは、障害者雇用納付金制度上、便宜的に付けた記号です。

《令和6年度申告申請用》

(対象期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

○法定雇用障害者数早見表（法定雇用率：2.3%）

(単位：人)

常用雇用労働者の総数	法定雇用 障害者数	常用雇用労働者の総数	法定雇用 障害者数	常用雇用労働者の総数	法定雇用 障害者数
		1,739.5 ～ 1,782.5	40	3,478.5 ～ 3,521.5	80
43.5 ～ 86.5	1	1,783.0 ～ 1,826.0	41	3,522.0 ～ 3,565.0	81
87.0 ～ 130.0	2	1,826.5 ～ 1,869.5	42	3,565.5 ～ 3,608.5	82
130.5 ～ 173.5	3	1,870.0 ～ 1,913.0	43	3,609.0 ～ 3,652.0	83
174.0 ～ 217.0	4	1,913.5 ～ 1,956.5	44	3,652.5 ～ 3,695.5	84
217.5 ～ 260.5	5	1,957.0 ～ 1,999.5	45	3,696.0 ～ 3,739.0	85
261.0 ～ 304.0	6	2,000.0 ～ 2,043.0	46	3,739.5 ～ 3,782.5	86
304.5 ～ 347.5	7	2,043.5 ～ 2,086.5	47	3,783.0 ～ 3,826.0	87
348.0 ～ 391.0	8	2,087.0 ～ 2,130.0	48	3,826.5 ～ 3,869.5	88
391.5 ～ 434.5	9	2,130.5 ～ 2,173.5	49	3,870.0 ～ 3,913.0	89
435.0 ～ 478.0	10	2,174.0 ～ 2,217.0	50	3,913.5 ～ 3,956.5	90
478.5 ～ 521.5	11	2,217.5 ～ 2,260.5	51	3,957.0 ～ 3,999.5	91
522.0 ～ 565.0	12	2,261.0 ～ 2,304.0	52	4,000.0 ～ 4,043.0	92
565.5 ～ 608.5	13	2,304.5 ～ 2,347.5	53	4,043.5 ～ 4,086.5	93
609.0 ～ 652.0	14	2,348.0 ～ 2,391.0	54	4,087.0 ～ 4,130.0	94
652.5 ～ 695.5	15	2,391.5 ～ 2,434.5	55	4,130.5 ～ 4,173.5	95
696.0 ～ 739.0	16	2,435.0 ～ 2,478.0	56	4,174.0 ～ 4,217.0	96
739.5 ～ 782.5	17	2,478.5 ～ 2,521.5	57	4,217.5 ～ 4,260.5	97
783.0 ～ 826.0	18	2,522.0 ～ 2,565.0	58	4,261.0 ～ 4,304.0	98
826.5 ～ 869.5	19	2,565.5 ～ 2,608.5	59	4,304.5 ～ 4,347.5	99
870.0 ～ 913.0	20	2,609.0 ～ 2,652.0	60	4,348.0 ～ 4,391.0	100
913.5 ～ 956.5	21	2,652.5 ～ 2,695.5	61	4,391.5 ～ 4,434.5	101
957.0 ～ 999.5	22	2,696.0 ～ 2,739.0	62	4,435.0 ～ 4,478.0	102
1,000.0 ～ 1,043.0	23	2,739.5 ～ 2,782.5	63	4,478.5 ～ 4,521.5	103
1,043.5 ～ 1,086.5	24	2,783.0 ～ 2,826.0	64	4,522.0 ～ 4,565.0	104
1,087.0 ～ 1,130.0	25	2,826.5 ～ 2,869.5	65	4,565.5 ～ 4,608.5	105
1,130.5 ～ 1,173.5	26	2,870.0 ～ 2,913.0	66	4,609.0 ～ 4,652.0	106
1,174.0 ～ 1,217.0	27	2,913.5 ～ 2,956.5	67	4,652.5 ～ 4,695.5	107
1,217.5 ～ 1,260.5	28	2,957.0 ～ 2,999.5	68	4,696.0 ～ 4,739.0	108
1,261.0 ～ 1,304.0	29	3,000.0 ～ 3,043.0	69	4,739.5 ～ 4,782.5	109
1,304.5 ～ 1,347.5	30	3,043.5 ～ 3,086.5	70	4,783.0 ～ 4,826.0	110
1,348.0 ～ 1,391.0	31	3,087.0 ～ 3,130.0	71	4,826.5 ～ 4,869.5	111
1,391.5 ～ 1,434.5	32	3,130.5 ～ 3,173.5	72	4,870.0 ～ 4,913.0	112
1,435.0 ～ 1,478.0	33	3,174.0 ～ 3,217.0	73	4,913.5 ～ 4,956.5	113
1,478.5 ～ 1,521.5	34	3,217.5 ～ 3,260.5	74	4,957.0 ～ 4,999.5	114
1,522.0 ～ 1,565.0	35	3,261.0 ～ 3,304.0	75	5,000.0 ～ 5,043.0	115
1,565.5 ～ 1,608.5	36	3,304.5 ～ 3,347.5	76	5,043.5 ～ 5,086.5	116
1,609.0 ～ 1,652.0	37	3,348.0 ～ 3,391.0	77	5,087.0 ～ 5,130.0	117
1,652.5 ～ 1,695.5	38	3,391.5 ～ 3,434.5	78	5,130.5 ～ 5,173.5	118
1,696.0 ～ 1,739.0	39	3,435.0 ～ 3,478.0	79	5,174.0 ～ 5,217.0	119

八 特例子会社等（障害者雇用率算定の特例）

法においては、法定雇用率以上の障害者を雇用することは個々の事業主（法人又は個人事業主）ごとに義務付けられており、納付金等の申告申請についても同様に、個々の事業主ごとに行うことが原則です。一方、一定の要件を満たす旨の認定を公共職業安定所長より受けた場合には、複数の事業主で実雇用率を算定できる特例の制度（次の①～④）が設けられています。

この特例を受けている事業主については、納付金等の申告申請は、親会社等が特例子会社等分を含めて行うこととなります。

① 子会社特例（特例子会社）（法第44条）

障害者の雇用の促進及び安全を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社（特例子会社）を設立し、一定の条件を満たす場合には、特例的にその特例子会社が雇用する労働者を親事業主が雇用する労働者と、特例子会社の事業所を親事業所の事業所とみなして、制度の適用上、同一の事業主とみなすこととされています。

② 関係会社特例（法第45条）

特例子会社を持つ親会社が特例子会社以外の他の子会社も含めて障害者の雇用を進める場合に、一定の要件を満たす場合には、特例的に特例子会社及びその他の子会社の雇用する労働者を親事業主の雇用する労働者とみなして、制度の適用上、同一の事業主とみなすこととされています。

③ 関係子会社特例（企業グループ算定特例）（法第45条の2）

特例子会社がなくても、親会社の責任の下で、企業グループ全体で障害者の雇用を進める場合に、一定の要件を満たす場合には、特例的に当該子会社の雇用する労働者を親事業主の雇用する労働者とみなして、制度の適用上、同一の事業主とみなすこととされています。

④ 特定事業主特例（事業協同組合等算定特例）（法第45条の3）

個々の企業では障害者雇用のノウハウ・仕事の確保等が不十分な場合等において、複数の企業が事業協同組合等（事業協同組合、水産加工協同組合、商工組合、商店街振興組合）を活用して共同して障害者の雇用を進めることとし、一定の要件を満たす場合には、特例的に組合員である事業主（特定事業主）が雇用する労働者を事業協同組合等の雇用する労働者とみなして、制度の適用上、同一の事業主とみなすこととされています。

※ 障害者雇用納付金制度に係る適用時期等

納付金の申告期間内に算定特例の申請をして認定された場合、算定特例の申請をした前年の4月1日に遡って算定特例を適用する取扱いは、令和4年度申告申請から廃止されました。令和4年度からは特例申請した年度の4月1日から算定特例が適用されますのでご注意ください。

○ 適用時期

上記①～④に係る特例認定を受けた場合は、当該特例認定の申請をした年度の4月1日から適用されます。したがって令和6年3月31日までに特例申請の申請をした場合は令和6年度の申告申請に算定特例が適用されることとなります。

特例認定の申請を行った事業主（当該申請を検討中の事業主を含む。）及び取消しを行った事業主は、各都道府県申告申請窓口まで速やかにご連絡いただき、申告申請の手続きについてご確認ください。

また、算定特例の関係に変更が生じた場合（新たに算定特例の認定を受けたり、認定が取り消された場合など）には、特例に係る認定通知書や認定取消通知書などの写しの提出をお願いします。

○ 申告申請単位

親会社において、特例子会社等をそれぞれ一事業所として申告申請してください。

したがって、報告書（Ⅰ）及び報告書（Ⅱ）についてもそれぞれ一事業所として作成してください。

（さらに、算定特例の対象となる特例子会社等に除外率の適用がある事業所が含まれていれば、適用される除外率が同率であっても、まとめずにそれぞれの事業所ごとにご記入ください。なお、除外率が適用されていない事業所については、複数の事業所をまとめて記入して問題ありません。）

※ 算定特例の認定・取消し要件等については、管轄のハローワークにお問い合わせください。

二 年度の中途に事業を開始・廃止した場合等の取扱い

「事業を開始した」とは、新たに事業を開始した場合及び合併等により新たに法人を設立した場合をいい、この場合、開始日は、法人登記を申請した日をいいます。

「事業を廃止した」とは、事業を廃止した場合及び合併又は相続により事業を廃止した場合をいい、この場合、廃止日は、事業を廃止した場合にあっては、常用雇用労働者の数が0人となった日（その後常用雇用労働者を雇い入れることが具体的に決まっていなかった場合も障害者雇用納付金制度上、事業を廃止したことになります。）、公共職業安定所に提出した労働保険関係消滅申請の認可があった日、雇用保険適用事業所廃止届に記載する廃止年月日のいずれか早い日をいい、合併又は相続により事業を廃止した場合にあっては、合併又は相続のあった日をいいます（登記上の廃止日ではありません。）。

なお、4月1日に事業を開始したとき及び3月31日に事業を廃止したときは、年度の中途の事業の開始・廃止に該当しません。

事業を廃止した場合、合併、分割（事業の全部を承継した場合のみ。）、相続、事業の全部の譲り受けがあった場合には、申告申請書の提出に当たっては、「吸収合併、相続、廃止等届」（P83～84）を添付してください。また、直近の申告申請書に記載した住所、名称及び代表者名等に変更があった場合には、「住所、名称等変更届」（P85）を併せて提出してください。

※ 事業の一部の承継又は一部の譲り受けの場合は、「吸収合併、相続、廃止等届」の提出は不要です。

① 令和5年度中に新たに事業を開始した場合（令和6年度申告申請）

新たに事業を開始した日の属する月の翌月以降分について、常用雇用労働者の総数に係る月数の基準が次頁の〔表1〕に該当する場合のみ、令和6年度の申告申請を行うことになります。また、合併等により新たに設立された事業主についても同様の取扱いとなります。（⇒P50事例（1）、P52事例（6））

② 令和6年度中に事業を廃止した場合（令和7年度申告申請）

事業を廃止した日の属する月の前月までの分について、常用雇用労働者の総数に係る月数の基準が次頁の〔表2〕に該当する場合のみ、事業を廃止した日から45日以内に令和7年度の申告（納付金の納付を含む。）申請を行うことになります。（⇒P50事例（2）、P52事例（7））

なお、支給金については45日の期限内に申請しなければ支給されませんので、期限を厳守してください。

③ 令和6年度中に法人である事業主が合併した場合（令和7年度申告申請）

複数の企業が合併（吸収合併した場合を含む。）した場合の合併法人（合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人）分の令和7年度の申告申請については、合併法人である事業主が、令和6年度中に雇用していた常用雇用労働者の数に基づき令和7年度に行うことになります。

被合併法人（廃止した法人。吸収合併により消滅する事業主も廃止したものとします。）分の令和7年度の申告（納付金の納付を含む。）申請は、合併の日（＝廃止の日）から45日以内に受継事業主である合併法人が行うことになります。この場合は、被合併法人の法人番号で、次頁の〔表2〕の基準に基づいて申告申請を行ってください。（⇒P50事例（3）、P52事例（8））

なお、支給金については45日の期限内に申請しなければ支給されませんので、期限を厳守してください。

④ 令和6年度中に個人である事業主が事業の全部を相続した場合（令和7年度申告申請）

相続事業主分の令和7年度の申告申請については、相続人である事業主が令和6年度中に雇用していた常用雇用労働者の数に基づき令和7年度に行うことになります。

被相続事業主分の令和7年度の申告（納付金の納付を含む。）申請は、相続の日（＝廃止の日）から45日以内に相続人である事業主が行うことになります。上記の③の被合併法人分と同様の扱いになります。

（⇒P50事例（4）、P52事例（9））

なお、支給金については45日の期限内に申請しなければ支給されませんので、期限を厳守してください。

⑤ 令和6年度中に事業の全部を譲り渡した場合（令和7年度申告申請）

事業の全部を譲り渡したことで事業を廃止した場合は、上記②により令和7年度の申告申請を行うことになります。ただし、事業を廃止しない限り、通常の申告申請を令和7年度に行います。

（⇒P50事例（5）、P52事例（10））

なお、支給金については45日の期限内に申請しなければ支給されませんので、期限を厳守してください。

※ ②～⑤の令和6年度の中途廃止等については、法改正のため書式が変更となります。

期限内に申告申請できるよう、速やかに本社又は障害者雇用状況報告書（6.1報告）を提出したハローワークが所在する各都道府県申告申請窓口にご連絡ください。

※100人超事業主の場合

〔表1〕 年度の中に事業を開始した場合の納付金の申告又は調整金等の申請の基準

事業を開始した月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 申告申請の対象となる月	5月 ～ 3月	6月 ～ 3月	7月 ～ 3月	8月 ～ 3月	9月 ～ 3月	10月 ～ 3月	11月 ～ 3月	12月 ～ 3月	1月 ～ 3月	2月 ～ 3月	3月	対象外
② ①のうち、常用雇用労働者の総数が100人を超える月数の基準	4か月以上			3か月以上			2か月以上			1か月以上	1か月	
納付金申告納付期限、調整金等申請期限	事業を開始した翌年度の4月1日から5月15日まで											

※調整金等：調整金、特例調整金及び特例給付金をいいます。

〔表2〕 年度の中に事業を廃止した場合の納付金の申告又は調整金等の申請の基準

事業を廃止した月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 申告申請の対象となる月	対象外	4月	4月 ～ 5月	4月 ～ 6月	4月 ～ 7月	4月 ～ 8月	4月 ～ 9月	4月 ～ 10月	4月 ～ 11月	4月 ～ 12月	4月 ～ 1月	4月 ～ 2月
② ①のうち、常用雇用労働者の総数が100人を超える月数の基準		1か月	1か月以上	2か月以上			3か月以上			4か月以上		
納付金申告納付期限	事業を廃止した日から45日以内											
調整金等の申請期限	事業を廃止した日から45日以内 ※45日を過ぎると当該年度の支給金の支給申請はできません。											
調整金等の支給	申請を受理した日から3か月以内に支給します。											

※調整金等：調整金、特例調整金及び特例給付金をいいます。

※ 100人超事業主が年度の中に事業を開始・廃止した場合等の取扱い事例は次頁をご覧ください。

年度の中途に事業を開始・廃止した場合等の取扱い事例（100人超事業主）

前述〔表1〕又は〔表2〕に該当する事業主のみ、申告申請することになります。

事例（1）新たに事業を開始した場合

A事業主が6月1日に事業を開始した。

→ 事業を開始した日の属する月の翌月以降（7月～翌年3月）分について、A事業主が翌年度の4月1日から5月15日までに申告申請することになります。

事例（2）事業を廃止した場合

B事業主が12月15日に事業を廃止した。

→ 事業を廃止した日の属する月の前月まで（4月～11月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、B事業主が申告申請することになります。

事例（3）法人である事業主が合併された場合

① C事業主が4月1日にD事業主に吸収合併された。

→ C事業主は4月1日に事業を廃止したものとみなして、C事業主の合併された日の属する月の前月まで（前年度4月～3月）分について、法定期限内にD事業主が申告申請することになります。

② E事業主及びF事業主が8月15日に合併し、新たにG法人を設立した。

→ E事業主とF事業主はそれぞれ8月15日に事業を廃止したものとみなして、E事業主及びF事業主の合併された日の属する月の前月まで（4月～7月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、G事業主が申告申請することになります。

また、G事業主は合併された日の属する月の翌月以降（9月～翌年3月）分について、翌年度に申告申請することになります。

③ I事業主が10月1日付けで準備会社として新規設立された。その後H事業主が2月1日にI事業主に吸収合併された。

→ H事業主は2月1日に事業を廃止したとみなして、H事業主の合併された日の属する前の月まで（前年4月～1月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、I事業主が申告・申請することになります。なお、I事業主については、新規設立した翌月の11月から翌年3月までの5か月間に常用雇用労働者の総数が100人を超える月が2か月以上ある場合に申告申請が必要となります。

事例（4）個人である事業主が事業の全部を相続した場合

J事業主が9月20日にK事業主へ相続した。

→ 被相続人J事業主は9月20日に事業を廃止したものとみなして、相続された日の属する月の前月まで（4月～8月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、相続人K事業主が申告申請することになります。

事例（5）事業の全部を譲り渡した場合

L事業主が10月5日に事業の全部をM事業主に譲り渡した。

① → L事業主が事業を廃止しない限り、L事業主が翌年度に申告申請することになります。

② → 事業の全部を譲り渡した日以降の11月10日にL事業主が事業を廃止したときは、L事業主の事業を廃止した日の属する月の前月まで（4月～10月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、L事業主が申告申請することになります。

事 例		申告申請を行う事業主	申告申請の対象及び対象月		申告申請期限
(1)		A事業主	A事業主分	7月～翌年3月	翌年度の4月1日から5月15日まで
(2)		B事業主	B事業主分	4月～11月	12月15日から45日以内
(3)	①	D事業主	C事業主分	前年度4月～3月	4月1日から5月15日まで
			D事業主分	4月～翌年3月	翌年度の4月1日から5月15日まで
	②	G事業主	E事業主分 F事業主分	4月～7月	8月15日から45日以内
			G事業主分	9月～翌年3月	翌年度の4月1日から5月15日まで
	③	I 事業主	H事業主分	前年4月～1月	2月1日から45日以内
			I 事業主分	11月～翌年3月	翌年度の4月1日から5月15日まで
(4)		K事業主	J事業主分	4月～8月	9月20日から45日以内
			K事業主分	4月～翌年3月 (9月～相続分含む)	翌年度の4月1日から5月15日まで
(5)	①	L事業主	L事業主分	4月～翌年3月	翌年度の4月1日から5月15日まで
		M事業主	M事業主分	4月～翌年3月	翌年度の4月1日から5月15日まで
	②	L事業主	L事業主分	4月～10月	11月10日から45日以内
		M事業主	M事業主分	4月～翌年3月 (11月～譲渡分含む)	翌年度の4月1日から5月15日まで

※100人以下事業主の場合

〔表3〕 年度の中途に事業を開始した場合の報奨金等の申請の基準

事業を開始した月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 申請の対象となる月	5月 ～ 3月	6月 ～ 3月	7月 ～ 3月	8月 ～ 3月	9月 ～ 3月	10月 ～ 3月	11月 ～ 3月	12月 ～ 3月	1月 ～ 3月	2月 ～ 3月	3月	対象外
② ①のうち、常用雇用労働者の総数が100人以下の月数の基準	8か月以上	7か月以上	6か月以上		5か月以上	4か月以上		3か月以上	2か月以上		1か月	
報奨金等の申請期限	事業を開始した翌年度の4月1日から7月31日まで											

※報奨金等：報奨金、特例報奨金及び特例給付金をいいます。

〔表4〕 年度の中途に事業を廃止した場合の報奨金等の申請の基準

事業を廃止した月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
① 申請の対象となる月	対象外	4月	4月 ～ 5月	4月 ～ 6月	4月 ～ 7月	4月 ～ 8月	4月 ～ 9月	4月 ～ 10月	4月 ～ 11月	4月 ～ 12月	4月 ～ 1月	4月 ～ 2月				
② ①のうち、常用雇用労働者の総数が100人以下の月数の基準		1か月	2か月以上		3か月以上		4か月以上		5か月以上		6か月以上		7か月以上		8か月以上	
調整金等申請期限	事業を廃止した日から45日以内 ※45日を過ぎると当該年度の報奨金等の支給申請はできません。															
報奨金等の支給	申請を受理した日から3か月以内に支給します。															

※報奨金等：報奨金、特例報奨金及び特例給付金をいいます。

※ 100人以下事業主が年度の中途に事業を開始・廃止した場合等の取扱い事例は次頁をご覧ください。

年度の中途に事業を開始・廃止した場合等の取扱い事例（100人以下事業主）

前述〔表3〕又は〔表4〕の「報奨金等の申請の基準」に該当する事業主のみ、申請をすることになります。

事例（6）新たに事業を開始した場合

A事業主が6月1日に事業を開始した。

→ 事業を開始した日の属する月の翌月以降（7月～翌年3月）分について、A事業主が翌年度の4月1日から7月31日までに申請をすることになります。

事例（7）事業を廃止した場合

B事業主が12月15日に事業を廃止した。

→ 事業を廃止した日の属する月の前月まで（4月～11月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、B事業主が申請をすることになります。

事例（8）法人である事業主が合併された日

① C事業主が4月1日にD事業主に吸収合併された。

→ C事業主は4月1日に事業を廃止したものとみなして、C事業主の合併された日の属する月の前月まで（前年度4月～3月）分について、法定期限内にD事業主が申請することになります。

② E事業主及びF事業主は8月15日に合併し、新たにG法人を設立した。

→ E事業主及びF事業主はそれぞれ8月15日に事業を廃止したものとみなして、E事業主及びF事業主の合併された日の属する月の前月まで（4月～7月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、G事業主が申請することになります。

また、G事業主は合併された日の属する月の翌月以降（9月～翌年3月）分について、翌年度に申請をすることになります。

事例（9）個人である事業主が事業の全部を相続した場合

J事業主が9月20日にK事業主へ相続した。

→ 被相続人J事業主は9月20日に事業を廃止したものとみなして、相続された日の属する月の前月まで（4月～8月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、相続人K事業主が申請をすることになります。

事例（10）事業の全部を譲り渡した場合

L事業主が10月5日に事業の全部をM事業主に譲り渡した。

① → L事業主が事業を廃止しない限り、L事業主が翌年度に申請をすることになります。

② → 事業の全部を譲り渡した日以降の11月10日にL事業主が事業を廃止したときは、L事業主の事業を廃止した日の属する月の前月まで（4月～10月）の分について、事業を廃止した日から45日以内に、事業主が申請をすることになります。

事 例	申請を行う事業主	申請の対象及び対象月		申請期限
(6)	A事業主	A事業主分	7月～翌年3月	翌年度の4月1日から7月31日まで
(7)	B事業主	B事業主分	4月～11月	12月15日から45日以内
(8)	①	D事業主	C事業主分	前年度4月～3月
			D事業主分	4月～翌年3月
	②	G事業主	E事業主分 F事業主分	4月～7月
			G事業主分	9月～翌年3月
(9)	K事業主	J事業主分	4月～8月	9月20日から45日以内
		K事業主分	4月～翌年3月 (9月～相続分含む)	翌年度の4月1日から7月31日まで
(10)	①	L事業主	L事業主分	4月～翌年3月
		M事業主	M事業主分	4月～翌年3月
	②	L事業主	L事業主分	4月～10月
		M事業主	M事業主分	4月～翌年3月 (11月～譲渡分含む)

(4) 都道府県コード・職安コード

申告申請書の「県コード」・「職安コード」の記入に当たっては、以下の表の該当するコードを記入してください。

(令和5年10月末現在)

[illegible]